



マイナンバーロゴ
「マイナちゃん」

平成28年1月から マイナンバー(個人番号)の利用が始まります

平成28年1月から、市役所の一部の事務で申請書などにマイナンバー(個人番号)の記入が必要になります。手続きの際は「通知カード」または「個人番号カード」をお持ちください。「通知カード」の場合は、本人確認のために運転免許証などの身分証明書をあわせてお持ちください。

【担当】 Ⅲ市民生活課 市民係

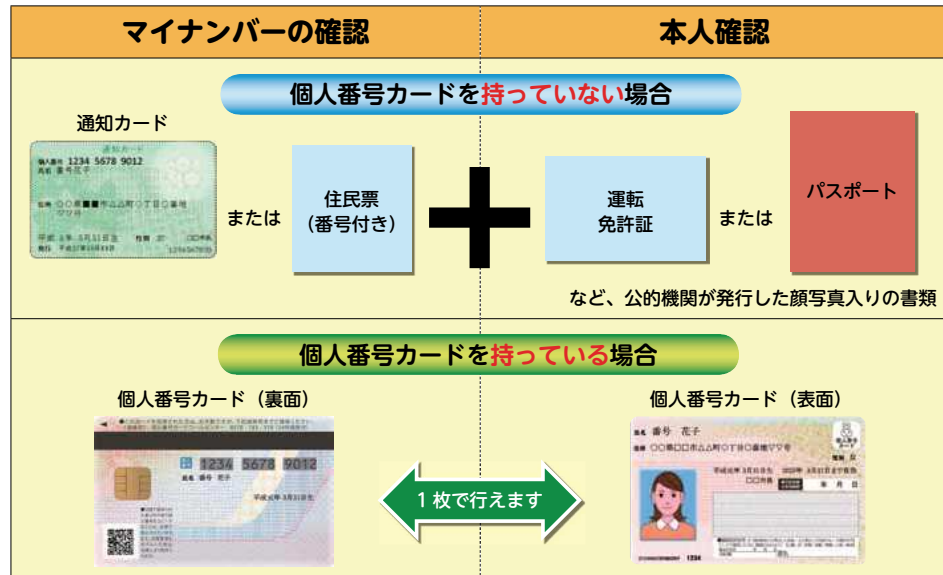
マイナンバーの利用範囲

マイナンバーは社会保障、税、災害対策の中でも、法律や自治体の条例で定められた行政手続でしか使用することはできません。

- **社会保障**
障がい者(児)福祉、高齢者福祉、生活保護、児童福祉、母子保健、予防接種、健康保険、介護保険、就学援助、公営住宅など
- **税**
県や市に提出する申告書、給与支払報告書など
- **災害対策**
被災者台帳作成など

マイナンバーを利用する際は本人確認を行います

個人番号が記載された書類による「マイナンバーの確認」と手続きを行う方の「本人確認」が義務付けられています(下図参照)。詳しくは、手続きを行う窓口でお問い合わせください。



※本人確認で顔写真入りの書類提示が困難な場合は、健康保険証など公的機関が発行した2つ以上の書類が必要です。
※代理人が手続きを行う場合の本人確認では、申請者および代理人の確認書類が必要です。

個人番号カードの交付申請をしましょう

「個人番号カード」は、マイナンバーの提示と身分証明書の提示を1枚でできるカードです。また、インターネットで確定申告が行えるe-Taxなどにも利用できます。カードには表面に住所、氏名、性別、生年月日と顔写真、裏面に個人番号が記載され、所得などの情報は記録されません。

「個人番号カード」の交付を希望する方は、住所地に送付された「通知カード」に同封されている「個人番号カード交付申請書」によりお申し込みください。受け取りの際は平成28年1月以降、市から送付される「交付通知書」などをお持ちの上、各庁舎市民係へお越しください。

お問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー
0120-95-0178 (無料)

受付時間 平日 9:30~22:00
土日祝 9:30~17:30(年末年始12月29日~1月3日を除く)

※一部IP電話などで繋がらない場合(有料)

マイナンバー制度に関すること **050-3816-9405** 「通知カード」「個人番号カード」に関すること **050-3818-1250**

【外国語窓口】 英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応(無料)

マイナンバー制度に関すること **0120-0178-26** 「通知カード」「個人番号カード」に関すること **0120-0178-27**

(英語以外の言語は、平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30の対応)

消費生活110番

マイナンバー制度に便乗した詐欺に注意

■事例1

「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報調査中である」と言って、女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。本当に行政機関がそのような調査をしているのか。
(60歳代 女性)



■事例2

若い男性から「マイナンバーが順次届いており、みんな手続きをしているが、あなたは手続きしたか」との電話があった。「まだしていない」と答えると、「早く手続きをしないと刑事問題になるかもしれない」と言われ、不審に思った。
(70歳代 男性)

本文イラスト：黒崎 玄

ひとことアドバイス

- マイナンバーの通知や利用手続きなどで、国や自治体の職員が家族構成、資産や年金・保険の状況などを聞くことはありません。
- 不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。
- 万が一金銭を要求されても決して支払わないようにしましょう。
- 少しでも不安を感じたら、すぐに南九州市消費生活センターなどにご相談ください(消費者ホットラインは☎188)。

【お問い合わせ】

南九州市消費生活センター(知)商工観光課内
知)商工観光課 商工水産係
願)Ⅲ支所 地域振興係